

外国人技能実習生受入れ企業
ご担当者 各位

令和 3年 9月 22日
圏友協同組合
事務局

最低賃金変更のお知らせ

拝啓 貴社におかれましては益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。
日頃は格別のご厚情を賜り、誠に有難うございます。
さて、この度、令和3年10月から全国の最低賃金に変更になります。
つきましては、変更後の最低賃金時間額は下記の表をご確認ください。
尚、確定後、組合から外国人技能実習機構への報告の義務がありますので、確定後の金額を
組合担当者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

令和3年度地域別最低賃金額

都道府県名	変更後	変更前	発効年月日
東京都	1,041	1,013	令和3年10月1日
埼玉県	956	928	令和3年10月1日
神奈川県	1,040	1,012	令和3年10月1日
千葉県	953	925	令和3年10月1日
群馬県	865	837	令和3年10月2日
栃木県	882	854	令和3年10月1日
茨城県	879	851	令和3年10月1日
静岡県	913	885	令和3年10月2日
宮城県	853	825	令和3年10月1日
秋田県	822	792	令和3年10月1日
広島県	899	871	令和3年10月1日
奈良県	866	838	令和3年10月1日
大阪府	992	964	令和3年10月1日
福井県	858	830	令和3年10月1日

最低賃金の場合、月給計算方法は次の計算例を参考にしてください。

変更後時給額×年間総労働時間÷12ヶ月＝月給額

- ※1. 賃金額に1円未満の端数が出た場合は切り捨てせず、切り上げていただけますようお願い致します。
- ※2. 残業代についても、変更後の割増賃金となります。

以上